

# [戸籍保険]課 行政経営計画書（総括表）

## ■事務事業の総括

No.	事務事業名
1	戸籍住民基本台帳等事業
2	人口関係統計調査事業
3	子ども医療費助成事業
4	障害者医療費助成事業
5	母子・父子家庭医療費助成事業
6	精神障害者医療費助成事業
7	後期高齢者福祉医療費助成事業
8	後期高齢者医療保険事業（一般会計）
9	国民年金事業
10	国民健康保険事業（特別会計）
11	後期高齢者医療保険事業（特別会計）
12	養育医療費助成事業
13	個人番号カード交付事業

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	1
事業名	戸籍住民基本台帳等事業		

## ■基礎情報

目的	社会生活において、住民の重要な身分事項等を記載した戸籍や居住関係を記録した住民基本台帳等を各種届出に基づき作成・管理し、必要に応じ、諸証明書等の交付を行うことにより、住民が安心して生活するための基礎とする。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳事務</li><li>・戸籍事務</li><li>・印鑑登録事務</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・住民基本台帳事務及び戸籍事務は、窓口での住民の手続きに要する時間の短縮や利便性の向上に向けた法改正により、新たな仕組みが取り入れられつつあり、窓口では、住民の各種手続きの内容に応じた適切な説明と対応が求められている。</li><li>・住民基本台帳法の一部改正（令和3年5月）により、窓口で届出書類を作成する手間の軽減や手続きに要する時間の短縮、窓口の混雑の緩和、利便性が向上する仕組みとして、オンラインによる転出・転入手続きのワンストップ化制度の運用開始が令和4年度後半に予定されている。</li><li>・戸籍法の一部改正（令和元年5月）に伴い、令和5年度からの運用開始に向け、令和2年度以降、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄・抄本の発行を可能とするためのシステム改修を行っている。</li><li>・令和3年2月から、個人番号カードを利用した住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニエンスストア等での交付サービスを開始した。令和4年2月までの利用件数は、月平均100件程度で推移している。</li></ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・戸籍総合システムについて、国から示される作業工程に従い、本籍地以外の市区町村の窓口での戸籍の謄・抄本の発行を可能とするための改修及び機器の設置を行う。</li><li>・コンビニ交付サービスについて、住民の利便性や窓口の混雑緩和に繋がるよう、個人番号カードの交付時に案内するなど、周知に努める。</li></ul>

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果 指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	戸籍、住民記録関係の登録情報を適切に管理し、各種届出、諸証明等の交付手続きを円滑に行う。				
項目（単位）	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
戸籍に関する証明件数	4,041	4,387	4,642	—	—
住民基本台帳に関する証明件数	12,181	12,550	11,717	—	—

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	住民基本台帳及び戸籍に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。
R6 年度	住民基本台帳及び戸籍に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4 ~3	住民基本台帳事務 戸籍事務 印鑑登録事務 住民票の写し及び印鑑登録証明書のコンビニ交付サービス
4 ~3	戸籍事務内連携サーバの設置 戸籍事務内連携に係る戸籍情報システムの改修 情報提供用個人識別符号取得

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 戸籍総合システムの改修は、戸籍事務内連携サーバ設置（戸籍副本データを夜間送信していた機能の随時送信への変更及びそれに係るシステム改修）、符号取得関連作業（戸籍情報連携システムからの符号取得対象情報（戸籍基本5情報、取得番号）を市区町村専用装置から取り込み、戸籍の附票と名寄せして、コミュニケーションサーバ（各市町村の住民記録システムと住基ネットとの橋渡しをするための機能）への必要情報を抽出する機能）等、国から示される作業工程に基づき、一連の改修作業を完了した。
- ・ 戸籍総合システム改修と併せ、スキャナー等、必要な機器を設置した。
- ・ 個人番号カードの交付時や電話での問合せ時に、住民票の写し及び印鑑登録証明書がコンビニエンスストアで取得できることを口頭や資料により案内し、周知に努めた。

## ■ 評価

- ・ 法改正に伴うシステム改修は、国から示される作業工程により、令和2年度から令和4年度にかけて進められてきたが、システムの本格的な運用開始は、令和5年度後半から令和6年度に予定されている。
- ・ そのため、戸籍総合システムに関しては、国の作業工程に沿って試行運用の作業を進める一方で、運用開始後の窓口事務の変更にも適切に対応していく必要がある。
- ・ コンビニ交付サービスは、個人番号カードの普及に伴い、利用件数も増加している。役場の閉庁時間帯においても利用可能であり、住民の利便性の向上や役場窓口の混雑緩和にも繋がるため、周知を図っていく必要がある。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	2
事業名	人口関係統計調査事業		

## ■基礎情報

目的	人口動向調査：住民基本台帳において出生、死亡、転入、転出、転居等の異動をした者を集計することにより、県内の人口動向に関する統計資料とする。 人口動態調査：戸籍の届出（出生・死亡・婚姻・離婚・死産）の統計により、人口及び厚生行政施策の基礎資料とする。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・人口動向調査事務</li><li>・人口動態調査事務</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・人口動向調査は、毎月初めに、前月中の異動分を愛知県に報告する。</li><li>・人口動態調査は、月2回の報告があり、1～14日までの届出分を当月20日までに、15～末日までの届出分を翌月5日までに、江南保健所に報告する。</li></ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・人口動向調査及び人口動態調査について、指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に遅延なく報告する。</li></ul>

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	人口動向調査及び人口動態調査について、法令に基づく報告事務を適切に行う。				
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
人口(各年4月1日現在)	24,310	24,225	24,234	—	—
世帯数(各年4月1日現在)	9,761	9,837	9,976	—	—

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。
R6 年度	指定された期間の異動分・届出分の集計作業を行い、関係機関に報告する。

## ■ 作業工程(当該年度)

月	作業内容
毎月	人口動向調査事務 ・毎月初めに、日本人及び外国人の出生、死亡、転入、転出、転居等の異動を集計し、県に報告する。
毎月	人口動態調査事務 ・毎月2回、戸籍の届出内容を入力・集計し、保健所に報告する。

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・人口動態調査については、窓口での戸籍届出時に世帯の主な仕事を記入していただくよう説明し、夜間・休日の届出時の際も、同様に対応した。
- ・人口動向調査については、月初めに集計作業を行い、報告した。

## ■評価

- ・人口動態調査の職業調査については、江南保健所に正確なデータの報告ができるよう、届出の際の記入確認、聞取りを行い、毎月の期日までに報告することができた。
- ・人口動向調査については、月初めに集計作業を行い、愛知県統計課に期日までに報告することができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	3
事業名	個人番号カード交付事業		

## ■基礎情報

目的	<p>平成 27 年 10 月に、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行されたことに伴い、すべての住民に個人番号（マイナンバー）が付与されることになった。法令の施行後も、出生や国外からの転入等の異動手続の際は、新たに個人番号を付番し、通知されている。</p> <p>国・地方を通じた行政のデジタル化が、国として喫緊の課題となる中、デジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤である個人番号カードの普及拡大を図る。</p>
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号の付番</li><li>・個人番号カードの交付等事務</li><li>・個人番号カードの更新事務</li><li>・個人番号カードの電子証明書の更新事務</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・国は、令和 4 年度末までに、ほとんどの住民が個人番号カードを保有することを目指し、普及を進めていくことを目標に掲げ、市区町村は、個人番号カードの交付体制の整備や申請受付の推進のため、交付円滑化計画を策定している。</li><li>・法改正により、「通知カード」は令和 2 年 5 月 24 日をもって廃止され、同年 5 月 25 日以降、出生等により新たに個人番号を取得した住民には「個人番号通知書」が送付されている。</li><li>・令和 2 年度の個人番号カードの交付状況は、交付枚数 3,641 枚（交付率 24.9%）・累計 6,053 枚で、令和 3 年度も増加傾向にある。</li><li>・令和 2 年 1 月から、毎月第 2 日曜日の午前に、個人番号カード交付窓口を開設している。</li><li>・国による個人番号カードの普及促進事業の実施を受け、令和 2 年度以降、個人番号カードの交付申請に関する相談や交付手続きの来庁者が増えている。</li></ul>
令和 4 年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。</li><li>・個人番号カードを早期に交付ができるよう、交付滞留の防止及び交付通知書の早期発送を徹底する。</li><li>・個人番号カードの新規交付、取得から 5 年経過による電子証明書の更新、暗証番号の再設定を適切に行う。</li></ul>



## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第6章	持続可能な地域経営				
	基本政策	第2節	行財政経営				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。				
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
個人番号カードの交付枚数	3,641	3,903	6,762	—	—

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。
R6 年度	個人番号カードの普及に向け、窓口等での申請に関する案内及び手続きのサポートに努める。

## ■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ~3	個人番号付番事務 個人番号通知に関する事務 個人番号カードの交付等事務 個人番号カードの更新事務 個人番号カードの電子証明書の更新事務

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・個人番号カードの交付手続きについて、個人番号カードが、地方公共団体情報システム機構から役場に届き次第、交付通知書を申請者宛て発送し、滞留することのないように努めた。
- ・個人番号カードの臨時交付窓口（第2・第3・第4水曜日の午後7時まで、第2日曜日の午前9時から正午まで）を開設し、交付事務を行った。1月以降、個人番号カードの申請者数の増加を受け、第2・第3・第4金曜日の午後7時まで及び第5日曜日を臨時交付窓口に加え、カード交付時の混雑解消に努めた。
- ・窓口において、個人番号カードの取得に関する相談を受けた際は、申請方法から交付手続きまでの流れを説明し、希望者には交付申請書を配布した。

## ■ 評価

- ・個人番号カードの交付状況について、令和3年度は、合計3,903枚（交付率41.1%）、累計9,956枚、令和4年度は、合計6,762枚（交付率69.0%）累計16,718枚で、対前年度比では約73%の増となった。
- ・個人番号カードの交付手続きのため、平日の時間帯においても窓口の来庁者が増加したが、平日及び日曜日の窓口延長の臨時交付窓口の追加を含め、適切に対応した。
- ・今後も、国の個人番号カードの普及施策により、個人番号カードの取得希望者が増加することが予想されるため、交付体制の充実が求められる。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	4
事業名	子ども医療費助成事業		

## ■基礎情報

目的	子どもの福祉の増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出生から中学生（15歳到達の年度末）までの子どもの通院及び入院に係る医療費、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費の自己負担分の助成を行う。</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 出生から未就学児（6歳到達の年度末）までの通院に係る医療費及び出生から中学生（15歳到達の年度末）までの入院に係る医療費は、愛知県及び町が助成している。</li><li>・ 小学生（6歳到達の年度末の翌日）から中学生（15歳到達の年度末）までの通院に係る医療費、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費は、町が助成している。</li><li>・ 対象者数は横ばいで推移しているが、医療の高度化等による一人当たり医療費の増加傾向は今後も続くと予測され、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。</li><li>・ 事業を維持する中であって、入院に係る医療費は通院に比べると高額で、生活費に及ぼす影響が大きいことから、子育て世帯の負担軽減を図るため、令和3年度から、高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の入院に係る医療費の自己負担分を助成対象に加えている。</li></ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療費の適正化に向け、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を、引き続き実施する。</li></ul>

## 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	256,219 千円	271,184 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

### ■ 3年間の目標

目 標	(この表は斜線が入っています)					
	項 目 (単位)	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

### ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

### ■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付及び医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付 (随時) 医療費の支給、月報作成 (毎月)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告 (前年度分)

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・令和5年4月診療分から、子ども医療費の助成対象に高校生等（15歳到達の年度末の翌日から18歳到達の年度末まで）の通院に係る医療費を加えることとし、令和4年9月議会定例会での関係条例の一部改正手続きを経て、同年9月下旬から令和5年3月にかけて、システム改修、受給者証の発行手続き等、事業実施に向けた準備作業を行った。
- ・子ども医療費の助成対象の拡大に関し、尾北医師会を始め、医療機関等に案内するとともに、町の広報やホームページにより広く周知した。
- ・受給者証の交付時に、ジェネリック医薬品や、医療費の適正利用を推奨するチラシを手渡し、啓発を行った。

## ■ 評価

- ・令和5年度から、子ども医療費の助成対象に高校生等の通院に係る医療費を加えることとなり、経済的負担の心配なく、安心して必要な医療を受けられるという事業の趣旨に寄与することができた。
- ・一方で、福祉医療費全体の医療費は増加傾向にあるため、このような状況が今後も続くことを念頭に置きながら必要な財源を確保し、事業を継続していく必要がある。
- ・チラシ紙面に、子どもの医療費が無料となる理由（充てられている財源）等を掲載することで、自身（家族）の健康管理や、医療機関の適正受診の大切さを伝えることができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	5
事業名	障害者医療費助成事業		

## ■基礎情報

目的	心身障がい者の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・一定の障がいを持つ方に受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。</li><li>・3年に1回、受給者証の一斉更新（次回は令和4年8月1日）を行う。</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・対象者数は横ばいだが、医療費は増加傾向にあり、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。</li></ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・受給者証の一斉更新を実施する機会を活用し、医療費の適正化に向け、チラシ等により、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。</li></ul>

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	256,219 千円	271,184 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

## ■3年間の目標

目標	/					
	項目(単位)	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

## ■作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療支給申請の受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
7	※受給者証の一斉更新(次回:令和4年8月1日)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

## ■評価

- ・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。



# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	6
事業名	母子・父子家庭医療費助成事業		

## ■基礎情報

目的	母子家庭の母及び父子家庭の父並びにこれらの家庭の児童の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・児童が18歳の年度末までの母（父）子家庭の母（父）と児童及び18歳の年度末までの父母のいない児童に対し受給者証を発行し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎年10月に所得判定を行い、受給者証の更新を行う。</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が平成26年4月23日に公布され、「母子及び寡婦福祉法」が一部改正（平成26年10月1日施行）されたことにより、大口町母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正し、事業名を母子・父子家庭医療費に改め、平成26年10月1日から施行した。</li><li>・平成30年6月の児童扶養手当法の改正により、児童扶養手当の支給制限の適用期間が変更されたことに伴い、母子・父子家庭医療制度の受給者証の有効期限を、受給者となった日以後最初に到来する7月31日から10月31日に変更し、平成31年4月1日から施行した。</li><li>・対象者数は横ばいだが、医療費は令和元年度まで増加傾向が続いており（令和2年度は減少）にあり、安定した持続可能な事業とするためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。</li></ul>	
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。</li></ul>	

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果 指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	256,219 千円	271,184 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

## ■ 3年間の目標

目標	(この表は斜線で消されています)					
	項 目 (単位)	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

## ■ 作業工程 (当該年度)

月	作 業 内 容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付 (随時) 医療費の支給、月報作成 (毎月)
9	対象者の把握と前年度の所得状況調査
10	受給者証の一斉更新並びに医療費抑制チラシの配布
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告 (前年度分)

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行及び更新時に、ジェネリック医薬品や、医療費の適正利用を推奨するチラシを手渡し、啓発を行った。

## ■評価

- ・チラシの紙面に、子どもの医療費が無料となる理由（充てられている財源）等を掲載することで、自身（家族）の健康管理や、医療機関適正受診の大切さを伝えることができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	7
事業名	精神障害者医療費助成事業		

## ■基礎情報

目的	精神障がい者の健康の保持増進を図るため、精神障がい者の医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>一定の精神障がいを持つ方で、通院は自立支援受給者証を所有する方に、入院は診断書により申請された方に対し、保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方には、全疾病の医療費の助成を行う。</li><li>また手帳の有効期限、通院医療対象の有効期限毎に、受給者証の更新を行う。</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>平成 23 年 7 月から、精神障害者保健福祉手帳 1・2 級の方に全疾病の医療費の助成を開始した。</li><li>全国的に精神障がいの方が増加傾向にある中、本町においては横ばいで推移していたが、令和元年度以降、増加に転じている。長引く不況や生活不安などから、今後も増加傾向で推移すると予測されるため、いっそうの医療費の適正化が求められる。</li></ul>	
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>医療費の適正化に向け、受給者証更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。</li></ul>	

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	256,219 千円	271,184 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

## ■ 3年間の目標

目標	(この表は斜線が入っています)					
	項目(単位)	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

## ■ 作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付並びに医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

## ■評価

- ・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	8
事業名	後期高齢者福祉医療費助成事業		

## ■基礎情報

目的	後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給し、福祉の向上に寄与する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>後期高齢者医療制度の加入者のうち、障がい者や精神障がい者等の方の保険診療による自己負担分の医療費の助成を行う。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>対象者の区分に応じ、受給者証の一斉更新（3年ごと。次回令和5年8月1日）を行う。</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>受給者数はほぼ横ばいだが、医療費は令和元年度まで増加傾向で推移しており（令和2年度は減少）、自己負担額も増加していることから、安定した持続可能な事業であるためにも、医療費の抑制や財源の確保が課題となっている。</li></ul>	
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>医療費の適正化に向け、受給者証の一斉更新時にチラシ等を利用し、医薬品の自己負担額が抑えられるジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。</li></ul>	

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標	医療機関の適正受診とジェネリック医薬品の利用促進による医療費助成額の維持						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
232,544 千円	258,556 千円	224,898 千円	256,219 千円	271,184 千円	232,000 千円	232,000 千円	232,000 千円

## ■3年間の目標

目標	(この表は斜線で消されています)					
	項目(単位)	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。
R6 年度	医療費助成額やジェネリック医薬品比率の推移を把握・分析し、医療費の適正化に向けた、ジェネリック医薬品の推奨や適正な受診勧奨等を実施する。

## ■作業工程 (当該年度)

月	作業内容
4 ~3	受給者証交付申請受付・交付及び医療費抑制チラシの配布、医療費支給申請の受付(随時) 医療費の支給、月報作成(毎月)
7	受給者証の更新案内送付並びに医療費抑制チラシの配布 ※受給者証の一斉更新(次回:令和5年8月1日)
6	補助金交付申請
11	補助金所要額報告
3	補助金変更交付申請
4	補助金実績報告(前年度分)



## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・受給者証の新規発行・更新時に、医療機関の適正受診やジェネリック医薬品の利用等について、チラシを配るなど、周知した。

## ■評価

- ・主に、窓口で説明を行うことで、直接的に理解を求めることができた。ジェネリック医薬品に関するチラシにより、啓発を図ることができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	9
事業名	後期高齢者医療保険事業（一般会計）		

## ■基礎情報

目的	高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・健康診査事務</li><li>・後期高齢者医療制度支援事務</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・高齢化を背景に被保険者数及び医療費は年々増加している。今後、75歳以上の人口のさらなる増加により、医療費の増大が想定されることから、後期高齢者医療制度の安定した持続可能な制度運営のためにも、医療費の抑制は課題となっている。</li><li>・「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に向け、関係部署との協議を進め、令和3年度から事業を開始している。</li><li>・後期高齢者医療広域連合システム稼働用のパソコン、プリンターの機器更新が必要である。</li></ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・年齢到達による新規加入者に対し、保険料賦課の根拠等を分かりやすく示す案内文書等を配布し、制度の周知徹底を図る。</li><li>・保険証の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布し、医療費の抑制を図る。</li><li>・高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の充実を図るため、関係部署と連携し、健康課題を分析・共有しながら、事業を実施する。</li><li>・パソコン等の機器更新は、愛知県後期高齢者医療広域連合の機器更新の時期・内容を踏まえ、事務に支障をきたさないよう準備を進める。</li></ul>

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	新規加入者に対する制度の周知を始め、高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。					
	項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
	被保険者数(各年3月31日現在)	2,974	3,508	3,217	—	—
	一人当たり医療給付費(円)	788,435	804,940	808,200	—	—

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。
R6年度	高齢者に対する保健事業と介護予防の一体的実施の進捗状況を評価し、対象事業の充実を図る。

## ■ 作業工程(当該年度)

月	作業内容
4	後期高齢者医療システムの借上げ 人間ドック受付
6	健診案内送付
8	被保険者証更新
毎月	75歳到達による新規加入者への案内 ※制度改正に伴うシステム改修は随時

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・ 年齢到達による新規加入者に対する案内文書を対象者に配布した。
- ・ 被保険者証の一斉更新時に「ジェネリックカード」を配布した。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について、健康生きがい課と連携し、口腔機能の向上のため、後期高齢者口腔機能健診の有所見者の方を対象に、口腔機能の確認、自覚症状の把握、食事の摂取状況及び栄養状態に関する健康相談を行い、口腔ケア、受診勧奨、食事摂取に関する保健指導を実施した。また、健康状態不明者(健診の不受診、医療の未受診)に対する訪問を実施し、健康状態の把握に努めた。
- ・ 地域の活動の場(7か所)を訪問し、各地域の特性に合わせたテーマで健康教育を実施した。また、新型コロナウイルス感染症の影響でフレイル状態にある高齢者の増加が危惧されたため、啓発リーフレットを作成し、配布した。

## ■ 評価

- ・ 後期高齢者医療の新規加入者から寄せられる質問、相談等に対し、適切な対応を図ることができた。
- ・ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業では、参加者の半数以上が予定した取組を修了し、意識の変化が伺えた一方で、対象者によっては、本事業への勧奨の際、日程が合わないなどの理由で参加に繋がらない場合が見受けられた。本事業の対象者は高齢の方が多く、口腔機能の改善のための行動変容を促し、疾病予防と生活機能の維持に繋げるためには、継続的な支援が必要であることから、引き続き、実施方法を工夫しながら、取組を進める必要がある。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	戸籍保険課	No.	10
事業名	国民年金事業		

## ■基礎情報

目的	国民年金法、年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、国民年金等の各種届出・申請・請求に係る受理・審査・報告に関する事務処理を法定受託事務として行う。	
事務内容	<p>【法定受託事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・届出の受理及び報告（第1号被保険者に係る届出に限る）</li> <li>・任意脱退申請の受理</li> <li>・任意加入の申出の受理及び事実の審査</li> <li>・裁定請求（福祉年金含む）の受理及び事実の審査（第1号被保険者期間を有する者に限る）</li> <li>・障害基礎年金改定請求の受理</li> <li>・保険料の免除</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学生の納付特例及び若年者保険料納付猶予に係る申請の受理及び事実の審査</li> <li>・産前産後納付免除</li> <li>・年金生活者支援給付金に関する請求書等の受理及び請求に係る事実の審査</li> </ul> <p>【その他の業務】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者又は受給者に係る届出（福祉年金を含む）の受理及び事実の審査</li> <li>・各種窓口相談・ねんきん特別便に関すること等</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金事務は、平成12年4月1日に施行された「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」（地方分権一括法）により役割分担が見直され、市町村で行っていた機関委任事務が廃止され、法定受託事務に移行された。</li> <li>・国民健康保険と連携し、国民年金資格取得の届出漏れがないよう手続きを行う必要がある。</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、収入減少者が増加することが予想されるため、日本年金機構の動向を確認し、適切な対応を行う。</li> </ul>	
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金等の各種届出書を受け付け、定期的に日本年金機構へ進達する。</li> <li>・年金事務所と連携しながら、国民年金被保険者に対する相談を継続する。</li> <li>・学生、経済的理由で年金の納付が困難な場合等、個々の事情に応じ、納付免除・納付猶予等について説明し、適切な手続きを行う。</li> </ul>	

## ■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■3年間の目標

目標	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。				
項目(単位)	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
年金相談(件数)	31	30	35	—	—

## ■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。
R6 年度	国民年金に関する各種届出の手続き、システム管理を適切に行う。

## ■作業工程(当該年度)

月	作業内容
年間	資格取得・喪失・免除申請等各種届書の受付及び進達(随時) 年金相談日…4月、6月、8月、10月、12月、2月(各月1回)
7	事務費交付金実績報告 障害者年金受給者所得状況調査
2	事務費交付金申請

## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・国民年金の取得、喪失漏れ等がないよう、国民健康保険の加入手続きと併せ、手続きを行った。また、国外からの転入者については、社会保険加入の有無を確認した上で、国民年金の取得手続きを説明した。
- ・経済的理由により、国民年金保険料の納付が困難な方については、未納にならないよう、窓口で免除・納付猶予申請について説明し、手続きを進めた。
- ・一宮年金事務所と連携し、年金相談を4月・6月・8月・10月・12月・2月に開催した。
- ・窓口で受け付けた年金異動届、免除・納付猶予申請・学生納付特例申請等は、内容を確認の上、定期的に日本年金機構名古屋広域事務センターに進達した。

## ■ 評価

- ・国民年金に関する各種届出の他、国民健康保険と連携し、国民年金の取得、喪失もれ等がないよう手続きを行うことができた。
- ・年金相談は、予定どおり6回、実施することができた。役場での年金相談は、相談者にとって利便性が高いため、引き続き、一宮年金事務所と連携し、継続する必要がある。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	1 1
事業名	養育医療費助成事業		

## ■基礎情報

目的	未熟児は、正常な新生児に比べて生理的に欠陥があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率が極めて高いだけでなく、心身の障がいを残すことも多い。生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であることから、指定医療機関に入院した未熟児に必要な医療を給付し、適正な養育を行う。	
事務内容	<p><b>【養育医療の給付】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育のため、指定医療機関に入院する必要がある未熟児に対し、その養育に必要な医療の給付を行う。</li> </ul> <p><b>【費用の徴収】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育医療を給付したときは、扶養義務者から負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収する。</li> </ul>	<p><b>【手続き】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・養育医療の給付が必要とされた新生児の保護者から申請があった場合に、速やかに受診券を交付する。レセプト等で診療日数が明らかになり次第、負担金を決定し、通知する。負担金は、子ども医療費として支給（充当）する旨を併せて通知する。</li> </ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 24 年度以前の実施主体は、都道府県、指定都市、中核市、保健所設置市、特別区であったが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）の施行により、平成 25 年 4 月 1 日から、市町村へ権限移譲された。</li> </ul>	
令和 4 年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業は、指定医療機関の医師の判断により開始される医療が対象であるが、未熟児で出生した子が必要な高度の入院治療を受けられるよう、養育にかかる保護者の費用の負担軽減のための給付を適切に行い、家族が安心して療養・看護できるよう支援する。</li> <li>・保護者の申請手続きの際は、説明を十分に行い、不安感を軽減できるよう努める。</li> </ul>	



## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）				
項目（単位）	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
養育医療受給件数（件）	11	6人	5人	—	—

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）
R6 年度	養育医療費助成事業の適正実施（養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行う）

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4 ~3	医療費の月報作成(毎月)
6	補助金交付申請
1	補助金交付申請
3	補助金変更申請

## ■目標又は改善策に対する取組内容

- ・養育医療の必要な未熟児に対し、適切な給付を行った。
- ・手続に際しては、申請者に対し、分かりやすく丁寧な制度説明に努めた。

## ■評価

- ・申請者から寄せられる質問、相談等に、適切に対応することができた。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	1 2
事業名	国民健康保険事業（特別会計）		

## ■基礎情報

目的	国民健康保険は、相互扶助の精神に基づき、被保険者の疾病、負傷、出産、死亡に関して必要な給付を行う地域の医療保険であり、国民皆保険制度として、社会保障及び地域住民の健康増進に寄与する。	
事務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険被保険者の資格管理</li> <li>・ 国民健康保険税の賦課徴収</li> <li>・ 国庫補助金、県費補助金等の申請</li> <li>・ 国民健康保険事業費納付金の納付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険被保険者への特定健診及び保健事業の実施</li> </ul>
現在における経過又は課題	国民健康保険被保険者における高齢者割合の増加や、医療の高度化に伴う一人当たり医療費の増加により、財政運営は依然厳しく、引き続き医療費の適正化や収納率の向上に努め、事業運営の安定を図る必要がある。	
令和4年度の目標又は改善策	<p>○保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の向上を目指し、A Iを活用した特定健診データの分析及び受診勧奨を継続実施する。令和3年度に実施したポテンシャル分析（医療機関ごとの通院状況や健診受診状況等の分析）の結果から、通院中の健診未受診者に対する効果的な勧奨方法を検討し、さらなる受診率向上を図る。</li> <li>・ 健康診査記録票の印刷等に必要な機器の老朽化に伴い、従来の健康診査記録票（3枚複写式/連帳）が使用できなくなることから、健診事務の方法・帳票の変更（単式。扶桑町、尾北医師会と連携）に向けた検討を行う。</li> </ul> <p>○医療費の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 重複多剤服薬者や重複頻回受診者に受診内容の確認等を行い、適正受診の勧奨を実施する。</li> </ul> <p>○収納率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民健康保険税の口座振替原則化の周知・勧奨を徹底するとともに、税務課との連携による納税相談や滞納整理を継続実施する。</li> </ul> <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 70歳未満被保険者の高額療養費の支給申請手続の簡素化を図る（70歳以上被保険者の手続きの簡素化は令和2年度に実施済）。</li> </ul>	

## ■ 第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 2 章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第 3 節	社会保障				
成果 指標	特定健康診査受診率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
48.6%	55.8%	49.9%	55.1%	45.6%	60.0%	60.0%	60.0%

成果 指標	国民健康保険税収納率						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 実績値	R4 実績値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値
95.3%	96.3%	96.5%	96.2%	96.8%	96.4%	96.5%	96.5%

## ■ 3 年間の目標

目 標	(この表は斜線で消されています)					
	項 目 (単位)	R2 実績	R3 目標	R4 目標	R5 目標	R6 目標

## ■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国保財政運営の指針となる「大口町国民健康保険運営方針（令和 3 年度～令和 5 年度）」を改定する。</li> <li>・「第 2 期データヘルス計画（保健事業）」の総括的評価を実施し、その結果を反映した「第 3 期データヘルス」を策定する。</li> </ul>
R6 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「大口町国民健康保険運営方針（令和 6 年度～令和 8 年度）」に基づき、適正な課税（税率改定）、収納対策等に取り組む。</li> <li>・「第 3 期データヘルス計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」に基づき、被保険者の健康づくりのみならず、医療費の適正化に資する各種保健事業を実施する。</li> </ul>

## ■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容	
4	【国保資格、賦課徴収関係】 短期保険証更新、納税相談、催告書送付	【特定健診、特定保健指導、保健事業関係】 人間ドック 申込受付、受診案内（広報4月号案内） 特定健診受診率向上事業契約 特定保健指導
5	本算定準備 収納強化月間	人間ドック 実施 ↓
6	本算定実施、保険税決定（広報6月号案内）療養給付等負担金実績報告	↓特定健診 健診票発送準備（広報6月号案内） ↓
7	被保険者証更新、納税相談（広報7月号案内）資格証明、短期保険証更新、催告書送付	↓特定健診 健診票発送 ↓
8	収納強化月間、未申告者調査、事業費納付金の納付開始（以後毎月）	↓
9		特定健診 未受診者への受診勧奨 ↓
10	短期保険証更新、納税相談、基盤安定負担金交付申請	重症化予防訪問（3月まで随時）
11	催告書送付、税率改正の変更について国保運営協議会での審議	健康まつり 健康チェック ↓↓
12	収納強化月間、税率改正の変更について国保運営協議会での審議	特定健診 未受診者への受診勧奨案内の発送（広報12月号案内） 特定健康診査等実施計画素案 ↓↓
1	短期保険証更新、納税相談 療養給付費等負担金変更交付、特別調整交付金申請、国保運営協議会での税率改正についての答申後、議会への議案上程	特定健診 集団検診の実施 ↓↓
2	調整交付金実績申請	↓↓
3	国民健康保険税滞納分の執行停止及び不納欠損処分	人間ドック チラシ作成 ↓↓

## ■目標又は改善策に対する取組内容

### 保健事業の推進

- ・特定健診の受診履歴や結果、問診データをもとに、AIを用いて、受診勧奨対象者及びその対象者の健康意識を分析し、対象者の特性ごとに分類された通知物による受診勧奨を委託実施した。
- ・尾北医師会や関係医療機関、扶桑町との打合せにより、課題や意見を聞き取り、健康診査記録票の単票化、健診事務の方法や手順の見直しに向けた検討を行った。

### 医療費の適正化

- ・柔道整復及び鍼灸施術の療養費について、適切に支給されているか審査するため、被保険者に対し、郵送による状況調査を実施した。その他、重症化予防、レセプト点検、医療給付情報・介護給付情報の突合審査、医療費通知（6回）、ジェネリック医薬品の差額通知（2回）等を実施し、医療費の適正化に努めた。

### 収納率の向上

- ・口座振替原則化の周知・推奨を徹底するとともに、スマートフォン決済等の納付機会の拡充を図った。税務課と連携した窓口での納税相談を始め、電話及び文書による納付案内を実施した。

### その他

- ・70歳未満被保険者の高額療養費の支給申請手続を簡素化するため、必要な関係規定を整備し、国民健康保険システムの改修及び窓口での手続き方法の見直しを行った。

## ■ 評価

### 保健事業の推進

- ・新型コロナウイルス感染症が感染の拡大と縮小を繰り返す中、令和4年度は、特定健康診査（個別健診、集団健診）及び人間ドックを予定どおり実施することができた。
- ・特定健康診査は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大前の受診率までには戻らない状況にあるが、疾病の早期発見と早期治療に繋がられるよう、引き続き効果的な受診勧奨を継続していく必要がある。
- ・一方で、特定保健指導は、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来、実施していた戸別訪問による勧奨を控えざるを得ない状況にあるが、電話など別の方法で、対象者の健康保持を支援していく必要がある。
- ・「第2期データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画」は、令和5年度が計画期間の最終年度となるため、6年間の評価結果を次期計画に反映していく必要がある。
- ・健康診査事務の見直しは、次年度からの実施には至らなかった。これまでの方法や手順の変更には課題もあり、関係医療機関との調整には難しい面があるが、受診者の利便性の向上を第一に考え、引き続き、尾北医師会や関係医療機関との検討を継続する。

### 医療費の適正化

- ・柔道整復及び鍼灸施術の療養費に係る状況調査では、調査選定対象基準に基づく13件の調査を行った結果、適正な施術がされていることが確認できた。
- ・国民健康保険の被保険者数は減少傾向にあるが、一人当たり医療費は県平均を上回っており、各種の取組を継続・改善し、医療費の適正化に努める必要がある。

### 収納率の向上

- ・国民健康保険税の口座振替の登録率（国民健康保険税の納付方法を口座振替としている世帯の割合）は85.7%となっている（平成29年度（口座振替の原則化前）は約63%、令和2年度は83.4%、令和3年度は84.2%）。
- ・国民健康保険税の滞納者には、随時、電話及び窓口での納税相談を実施し、納税資力の有無や滞納原因を把握するため、個別に生活状況等の確認を行い、早期の滞納解消に向けた納税への動機づけに努めた。令和4年度は、令和2年度及び令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、全滞納者に短期被保険者証を交付・更新した。

### その他

- ・高額療養費の支給申請では、従来、診療月ごとに窓口で手続きしなければならなかったが、令和4年8月以降、手続きの簡素化により、初回申請以降、高額療養費を自動払いとすることで、手続き不要とした。

# 令和4年度 事業別行政経営計画書

所属名	健康福祉部戸籍保険課	No.	13
事業名	後期高齢者医療保険事業（特別会計）		

## ■基礎情報

目的	高齢者の医療費を中心に増加していく国民医療費を背景に、国民皆保険制度を将来にわたり維持するため、現役世代と高齢者でともに支え合うこと、また老人保健制度では現役世代と高齢者世代の世代間の負担の公平が指摘されていたため、この負担を明確化し、公平で分かりやすくすることを目的に創設された。
事務内容	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保険料の徴収</li><li>・ 保険証等の引き渡し</li><li>・ 各種申請や届け出の受付</li><li>・ 制度に関する広報及び窓口相談</li></ul>
現在における経過又は課題	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 後期高齢者医療制度が、適正かつ安定して持続可能な運営ができるよう、愛知県後期高齢者医療広域連合の事務である資格管理や給付の適正化の推進に協力し、保険料の収納率向上を図っている。</li><li>・ 特に年齢到達による新規加入者について、後期高齢者医療制度の誤解が少なからず見受けられるので、十分な啓発・丁寧な説明に努めている。</li><li>・ 国民健康保険税を滞納したまま、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する者が年々増加していることから、収納対策の強化が求められる。</li></ul>
令和4年度の目標又は改善策	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 被保険者証の発送時にパンフレット等を同封したり、広報紙等を通じ、制度の周知を図る。令和4年度は、保険料率が改定され、また、一部負担金の2割負担が導入されることから、窓口にリーフレットを設置し、手続きに応じ、口頭で説明するなど、周知徹底を図る。</li><li>・ 普通徴収の方への口座振替の勧奨、電話催告、文書催告等を頻繁に行い、保険料の収納率の向上を図る。</li></ul>

## ■ 第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第2章	健康で安心な暮らし				
	基本政策	第3節	社会保障				
成果指標	/						
H26 実績値	R1 実績値	R2 実績値	R3 目標値	R4 目標値	R5 目標値	R6 目標値	R7 目標値

## ■ 3年間の目標

目標	愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率の維持に努める。				
項目（単位）	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 目標	R6 目標
保険料収納率（現年分）	99.8	99.7	99.7	—	—

## ■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R5 年度	被保険者数が増加する一方で、本制度を支える現役世代が減少する中、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率の維持に努める。
R6 年度	被保険者数が増加する一方で、本制度を支える現役世代が減少する中、愛知県後期高齢者医療広域連合との連携を密に、制度改正への適時対応、収納率の維持に努める。

## ■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
4	特徴仮徴収額通知、催告書送付
7	保険料決定通知送付
8	徴収強化月間
11	催告書送付
12	徴収強化月間



## ■ 目標又は改善策に対する取組内容

- ・被保険者証や保険料額決定通知書の発送時に、令和4年度・5年度の保険料率の改定や令和4年10月から施行された一部負担金の2割負担の内容を含めたパンフレット等を同封し、後期高齢者医療の制度概要を周知した。
- ・被保険者証は、一部負担金の2割負担の施行に伴い、通常の7月中旬（有効期限：令和4年8月1日から9月30日）に加え、9月中旬（有効期限：令和4年10月1日から令和5年7月31日）の2回、発送した。
- ・75歳に到達し、新たに同制度に加入した方には、年金からの保険料の納付が始まるまでに6か月程度かかることや口座振替の手続きなど、保険料の納付方法に関するリーフレットを被保険者証の発送時に同封した。
- ・保険料が未納となっている被保険者に対し、納付相談を行い、被保険者の状況に応じた収納対策に取り組み、税務課収納グループと連携し、定期的な催告等を実施した。
- ・愛知県後期高齢者医療広域連合の条例等に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う特例措置（保険料の減免、傷病手当金の支給）の申請事務を行った。

## ■ 評価

- ・制度改正に伴い、被保険者証を2回、全員に発送したが、愛知県後期高齢者広域連合による作業工程に従い、適切に対応することができた。
- ・窓口や電話での後期高齢者医療制度に加入する方から寄せられる質問、相談等に対する説明、新たに同制度に加入した方に向けたリーフレットの送付により、適切に対応することができた。
- ・保険料の収納関係では、保険料の未納の案内文書の送付の他、口座振替の勧奨を行ったが、現年分の普通徴収保険料の収納率は99.4%で0.1ポイント増、滞納繰越分保険料は、新型コロナウイルス感染症のため、窓口での納税相談を減らしたことも影響し、収納率は5.3%で34.1ポイントの減となった。
- ・後期高齢者医療制度では、保険料が制度の安定的な運営に欠かせない財源であり、被保険者間の負担の公平性という観点からも、収納率の一層の向上や滞納を未然に防ぐため、引き続き、同制度の周知等に努めながら、税務課と情報を共有し、協力しながら収納事務を進めていく。